

不利益処分に係る処分基準（法令）

番号	法令名及び条項	処分の概要	担当課名
7	クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第11条	営業停止処分等	生活衛生課

1 法第11条に基づき、営業者に命じる営業の停止に係る審査基準は次のとおりとする。

営業者が法第10条の2の規定による命令に従わず、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

2 法第11条に基づき、営業者に命じるクリーニング所の閉鎖に係る審査基準は次のとおりとする。

営業者が法第10条の2の規定による命令に従わず、前記1の営業停止処分により改善が見込まれないことから当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

3 法第11条に基づき、営業者に命じる業務用の車両のその営業のための使用の停止に係る審査基準は次のとおりとする。

営業者が法第10条の2の規定による命令に従わず、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

4 営業停止又は車両使用の停止に係る処分期間は、次のとおりとする。
改善するために要する相当期間。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。